平成３０年６月１日版

※本手引きは予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版をご確認ください。

－中小企業等経営強化法－

経営力向上計画策定の手引き

目　次

1．経営力向上計画の概要

（1）制度の概要・・・P.1

（2）制度利用のポイント・・P.1

（3）制度活用の流れ・・・P.2

（4）中小企業者等の範囲・・P.3

2．手続き方法

（1）経営力向上計画の策定・P.4
申請様式の記載方法

（2）経営力向上計画の申請・P.7

（3）変更申請・・・P.8

3．よくあるご質問・・・P.9

4．ホームページ・問い合わせ先・・・P.11

１．経営力向上計画の概要

（1）制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

また、計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

国
（事業分野別の主務大臣）

申請 ↑ ↓ 認定 ⇨

【支援措置】
- 生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置（３年間１／２に軽減）や中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資･信用保証等）
- 認定事業者に対する補助金における優先採択

経営力向上計画

中小企業者等
（中小企業・小規模事業者
中堅企業）

申請を
サポート

経営革新等支援機関

例
- ･商工会議所･商工会･中央会
- ･地域金融機関
- ･士業等の専門家　　等

（2）制度利用のポイント

【ポイント１】申請書様式は２枚

①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより、認定を受けることができます。

【ポイント２】計画策定をサポート

認定経営革新等支援機関（商工会議所・商工会・中央会や士業、地域金融機関等）に計画策定の支援を受けることができます。また、ローカルベンチマークなどの経営診断ツールにより、計画策定ができるようにしています。

【ポイント３】計画実行のための支援措置（税制措置、金融支援）をご用意

〇税制措置・・・認定計画に基づき取得した一定の設備について、固定資産税や法人税等の特例措置を受けることができます。

〇金融支援・・・政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。

※支援措置について、詳しくは別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご覧下さい。

1．経営力向上計画の概要

（3）制度活用の流れ

1．制度の利用を検討／事前確認・準備

税制措置を受けたい場合

- 適用対象者の要件（資本金１億円以下など）や手続き等を確認して下さい。
- 税制措置を受けるためには、計画申請時に工業会証明書や経産局確認書等が必要です。

金融支援を受けたい場合

- 適用対象者の要件や手続き等を確認して下さい。
- 金融支援を受けるためには、計画申請前に関係機関にご相談頂く必要があります。

→各支援措置の要件や適用手続きについては、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」をご確認下さい。

2．経営力向上計画の策定

①「日本標準産業分類」で、該当する事業分野を確認
https://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10
※計画書に記載する必要がありますので、上記サイトで自社の事業分野を検索してご確認ください。

② 事業分野に対応する事業分野別指針を確認
- 「事業分野別指針」が策定されている事業分野（業種）については、当該指針を踏まえて策定いただく必要があります。
- 「事業分野別指針」が策定されていない事業分野については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定してください。
- 「事業分野別指針」「基本方針」は以下のURLからダウンロードできます。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html

③ 事業分野別指針（または基本方針）を踏まえて経営力向上計画の策定（記載方法はP．4～）

3．経営力向上計画の申請・認定

① 各事業分野の主務大臣に計画申請書（必要書類を添付）を提出（申請先はP．7）
② 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。（申請から認定まで約30日かかります。複数省庁にまたがる場合は約45日）

4．経営力向上計画の開始、取組の実行

- 税制措置・金融支援を受け、経営力向上のための取組を実行

（4）中小企業者等の範囲

〇認定を受けられる「中小企業者等」の規模（中小企業等経営強化法第2条第２項）

		・会社または個人事業主 ・医業・歯科医業を主たる事業とする法人（医療法人等）	・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人
資本金	右欄の上下どちらかで判断	10億円以下	
従業員数		2,000人以下	2,000人以下

（注）税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なりますので、支援措置を検討される場合は、別冊「税制措置・金融支援活用の手引き」を必ずご確認下さい。

また、企業組合や協業組合、事業協同組合等についても経営力向上計画の認定を受けることができます（以下参照）。

「中小企業者等」に該当する法人形態等について

① 個人事業主
② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
⑤ 一般社団法人
⑥ 医業を主たる事業とする法人
⑦ 歯科医業を主たる事業とする法人
⑧ 社会福祉法人
⑨ 特定非営利活動法人

※①、②、⑥～⑨については、資本金額10億円以下又は常時使用する従業員数が2000人以下である必要があります。④、⑤については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～⑨）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

申請様式の記載方法

経営力向上計画申請書の入手方法

- 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。 経営強化法 検索
  http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/
  （中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 経営力向上計画の認定申請等について）

【様式第１（申請書表紙）】

様式第１

経営力向上計画に係る認定申請書

主務大臣名　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名　　印

中小企業等経営強化法第 13 条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
１　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
（記載要領）
申請者は以下の要領に従って、経営力向上計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第 13 条第３項の認定要件を満たすことを示すこと。
申請者名は、共同で経営力向上計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の経営力向上計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

- <宛名>は、経営力向上計画の事業分野（業種）を所管する大臣です。
- ただし、所管大臣が権限を委譲している場合、地方支分部局の長になります。
- 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。
- 業を所管する省庁が複数ある場合は連名としてください。

- <申請者名>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。
- 共同申請の場合は、代表となる１社（者）について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

- 認定申請書の提出の際に、（備考）及び（記載要領）は必要ありません。

【別紙（計画書）】

（別紙）
経営力向上計画

１　名称等

事業者の氏名又は名称	株式会社ＭＥＴＩ
代表者名（事業者が法人の場合）	代表取締役　中小　太郎
資本金又は出資の額	２０００万円
常時使用する従業員の数	１００人
法人番号	××××××××××××

<１　名称等>
- 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

次ページへ

2．手続き方法　①経営力向上計画の策定

（2）申請様式の記載方法

＜2　事業分野と事業分野別指針名＞

- 「事業分野」欄は、計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類（2桁）と細分類（4桁）コードと項目名を記載して下さい。複数の分野にまたがる計画の場合、列記してください。
- 「事業分野別指針名」欄は、計画に係る事業の属する事業分野における事業分野別指針を記載します。事業分野別指針が定められていない場合には空欄としてください。

注意

2　事業分野と事業分野別指針名

事業分野（24　金属製品製造業／2451　アルミニウム・同合金プレス製品製造業／器・複合部品製造業）　事業分野別指針名（製造業に係る経営力向上に関する指針）

3　実施時期

平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月

注意

＜3　実施時期＞

- 計画開始の月から起算して、①3年（36ヶ月）、②4年（48ヶ月）、5年（60ヶ月）のいずれかの期間を設定して記載して下さい。
- 計画の遡及申請は2ヶ月を限度とします。（8．経営力向上設備等の取得は実施期間内に行われる必要があります。）

4　現状認識

①	自社の事業概要	金属板の板金加工業及びそれを用いた機械装置組み立てを行う。事業分野別指針における規模は中規模に該当。
②	自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	従来は板金パーツの加工のみに専念する企業であったが、付加価値向上のため機械装置組み立て業へ事業をシフトし、機械設計の受注拡大に取り組んでいる。主要顧客は大手部品メーカーのA社を中心に 30 社程であり、機械設計の需要増加に伴い取引先数も増えている。 当社の強みは、他社にできない顧客の要望を実現する技術力である。弱みは、現場を任せることができる若手職員が定着しないことから、熟練工から中堅職員への技能承継が進んでいない点である。競合は板金加工業者のB社であり、当社に比べ品質は劣るものの低価格・短納期での製造を行っている。
③	自社の経営状況	売上は 27 年度 5,300,000 千円、28 年度 5,420,000 千円と増加している一方で営業利益については 27 年度 85,000 千円、28 年度 80,000 千円と減少している。原因として、①設備更新をしておらず、一部工程について主要取引先の要望に対応しきれていないこと、②熟練工員が定年退職を迎えており適切な工程設計ができる人員が減っていること、③多台持ちができる若手工員が少なく多台持ち工程を熟練工に頼らざるを得ないこと等の理由があげられる。以上から、労働生産性（(営業利益＋人件費＋減価償却費)／労働者数）が低くなっていると考えられる。

＜4　現状認識＞

- ①欄は、自社の事業等について記載してください。また、事業分野別指針において、「6 経営力向上の内容」について、規模別に取組内容や取組の数が指定されている場合、自社がどの規模に該当するかを明記してください。
- ②欄は、顧客の数や主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。
- ③欄は、企業の規模や能力・改善可能性に応じて可能な範囲で分析し、記載してください。上記の分析にあたっては、財務状況の分析ツール「ローカルベンチマーク」等をご活用ください。

5　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状（数値）	B 計画終了時の目標（数値）	伸び率（(B－A)／A）（%）
労働生産性	6,930 千円	7,000 千円	1%

＜5　経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標＞

- 事業分野別指針を基に、指標の種類を選び、経営力向上計画の実施期間に応じた伸び率を記載して下さい。
- 基本方針にしたがって策定する場合は、「労働生産性」を指標として記載してください。
- 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算（実績）、「B　計画終了時の目標」は計画終了直前決算（目標）を基に計算してください。
- 「A 現状」について、決算一期を経ていない場合は合理的な算出方法で現状値を求めて下さい。

【指標の計算について】

労働生産性＝
（営業利益＋人件費＋減価償却費）　÷
労働投入量（労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間）

- なお、ローカルベンチマークで算出される労働生産性とは、計算式が異なりますのでご留意下さい。
- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

2．手続き方法　①経営力向上計画の策定

（2）申請様式の記載方法

6　経営力向上の内容

	事業分野別指針の該当箇所	実施事項（具体的な取組を記載）	新事業活動への該非（該当する場合は○）
ア	ハ(2)	【暗黙知の形式知化】定年退職後の熟練工員を技術指導員として再雇用し、技術・加工の指導を行う。また、熟練工員の技能を反映した業務マニュアルを作成、暗黙知を形式知化し工程設計の担当者に共有する。さらに生産管理に知見のある技術者を中途採用し、工程設計の担当者と同様にノウハウを共有し技術の早期承継を図る。	
イ	イ(1)	【多能工化及び機械の多台持ちの推進】地域の高専・専門学校向けの説明会や、インターンシップの受け入れを積極的に行う。また、商工会議所等の支援機関が行う、新入社員向けの基礎研修や入社後のフォローアップ研修等、外部機関の研修も積極的に活用し、人手不足の解消と人材の定着を図る。新人教育担当の職員として、現在多台持ちで作業を行う中堅職員を教育担当として配属し、自分の作業の教育・引き継ぎを行う事で多台持ちの推進を図る。	
ウ	ホ(1)	【設備投資】主要取引先Ａ社と共同で新規商品開発を行い、Ａ社の助言の基、生産体制を構築するための生産ラインの合理化と設備の更新を行う。これに伴い、現在保有しているパンチングマシンのうち旧機種（一機種３台）をパンチ・レーザ複合マシンへ（一機種２台）と更新する。この機械は、旧機種では対応できなかった成形等の後工程についても対応可能であるため、工程が統合でき、時間あたり生産性が向上する。また、生産管理システムを導入して各製造設備と連動させる。さらに検査工程の自動化のために導入する検査装置とも連動させることで、生産ライン全体を一元管理する。生産ラインのネットワーク化は当社が初めて行う取組であり、新事業活動に該当する。	○

7　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
ア･イ	技術指導員人件費・採用費用	自己資金	10,000
ウ	経営力向上設備購入費	融資	25,000

8　経営力向上設備等の種類

	実施事項	取得年月	利用を想定している支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1	ウ	H29.5	固・国A・国B	パンチ・レーザ複合マシン／METI001	●●県××市
2	ウ	H29.8	固・国A・国B	生産管理システム／SME002	●●県××市
3	ウ	H29.10	固・国A・国B	検査装置／SME003	●●県××市

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1	機械装置	5,000	2	10,000	123456
2	ソフトウエア	5,000	1	5,000	20170523 中生投第○号
3	器具備品	10,000	1	10,000	20170523 中生投第○号

	設備等の種類	数量	金額（千円）
設備等の種類別小計	機械装置	2	10,000
	器具備品	1	10,000
	工具	0	0
	建物附属設備	0	0
	ソフトウエア	1	5,000
合計		4	25,000

＜6　経営力向上の内容＞

- 「事業分野別指針の該当箇所」欄は、実施事項が事業分野別指針のどの部分に該当しているか記載してください。基本方針に基づいて計画を策定する場合、記載する必要はありません。
- 「実施事項」欄は、経営力向上のために取り組むことを取組ごとに具体的に記載してください。新事業活動に該当する場合は、その理由を具体的に記載してください。
- 「新事業活動への該非」欄は、新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供など）となる取組に該当する場合には○を付けてください。

＜7　経営力向上計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法＞

- 「実施事項」欄には、「6　経営力向上の内容」の実施事項ごとの記号（ア～エ）を記載してください。
- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

＜8　経営力向上設備等の種類＞

- 税制措置を活用する場合、この欄に記載します。
- 「取得年月」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「利用を想定している支援措置」欄には、想定している措置（固定資産税特例、国税A類型、国税B類型）に○を付けて下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。

※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。

- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には、各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する①工業会等の証明書の整理番号や、②経済産業局の確認書の文書番号を記載して下さい。

※ ①②両方を添付している場合は、両方の番号を記載して下さい（固定資産税特例と国税B類型の利用を想定している場合）。

- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

2．手続き方法　②経営力向上計画の申請

申請書類

① 申請書（原本）
② 申請書（写し）
③ チェックシート
④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付して下さい。）

税制措置を受ける場合

1．固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制Ａ類型の税制措置
上記①～④に加え以下の書類
⑤工業会等による証明書（写し）
※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑥⑦も必要です。
⑥リース見積書（写し）
⑦リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

2．経営強化税制Ｂ類型の税制措置
上記①～④に加え以下の書類
⑧投資計画の確認申請書（写し）
⑨経済産業局の確認書（写し）

事業分野と申請先

事業分野ごとの申請先については、以下のＵＲＬをご確認ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/
（中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 事業分野と提出先）

申請方法

申請方法は、上記の窓口への提出、郵送が可能です。
また、経済産業省が窓口の場合は、電子申請が可能です。
電子申請を活用される方は、下記ＵＲＬをご確認ください。

http://qq1q.biz/uRiM

※電子申請については、申請書に不備がない場合、受理から概ね25日以内（複数の省庁の所管にまたがる場合は40日以内）に認定されます。

2．手続き方法　③変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る経営力向上計画を変更しようとするとき（設備の追加取得等）は、主務省令で定めるところにより、その認定をした主務大臣の認定を受けなければなりません。
- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第１３条第３項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

経営力向上計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
  http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/　経営強化法　検索

2．手続き方法　④変更申請提出書類

申請書類

①　変更申請書（原本）
②　経営力向上計画（変更後）
（認定を受けた経営力向上計画を修正する形で作成してください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください（記載例参照））
③　実施状況報告書
④　旧経営力向上計画認定書の写し
⑤　旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）
（変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください（記載例参照））
⑥　申請書等（①～②）の写し
⑦　返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
⑧　変更申請用チェックシート

税制措置を受ける場合

１．固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制Ａ類型の税制措置
上記①～⑧に加え以下の書類
⑨工業会等による証明書（写し）
※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑩⑪も必要です。
⑩リース見積書（写し）
⑪リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）

２．経営強化税制Ｂ類型の税制措置
上記①～⑧に加え以下の書類
⑫投資計画の確認申請書（写し）
⑬経済産業局の確認書（写し）

３．よくあるご質問

（１）経営力向上計画の事業分野と提出先が分からないのですが。

- 事業分野によって提出先が異なりますので、まず「日本標準産業分類」で、該当する事業分野の中分類・細分類項目名をご確認ください。分類名は計画に記載することが必要です。
  （日本標準産業分類）
  http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/

- その上で、中小企業庁ＨＰに掲載されている「事業分野と提出先」で提出先をご確認いただき、分からない場合には中小企業庁経営力向上計画相談窓口（P.11参照）へお問い合わせください。

（２）複数の分野の事業を行っている場合、どの事業分野で提出すればよいですか。

- 経営力を向上させたい事業分野を記載し、その担当省庁にご提出ください。経営力を向上させたい事業分野が複数ある場合には、複数の分野を並記してください。なお、申請書はいずれかの担当省庁に提出すればよいことになっています。

（３）計画申請から認定までどのくらいの期間がかかりますか。

- 標準処理期間は30日（計画に記載された事業分野が複数の省庁の所管にまたがる場合は45日）です。申請書に不備がある場合は、各事業所管大臣からの照会や申請の差戻しが発生し、手続時間が長期化する場合があります。必ず余裕を持った申請をお願いします。

（４）計画の「６　経営力向上の内容」について、事業分野別指針に記載されていることに加え自社独自の実施事項を記載しても構いませんか。

- 追加で記載することは可能ですが、事業分野別指針に照らして適切なものであることが必要です。

（５）計画終了時の目標が達成できなかった場合、経営力向上計画は取り消されますか。

- 経営力向上計画に基づいて取り組んだ結果、目標が未達だったことをもって認定を取り消すことはありませんが、経営力向上計画に従って経営力向上計画に係る事業が行われていない場合は、認定を取り消すことがあります。

（６）計画の「８　経営力向上設備等の種類」の記載と支援措置の関係を教えてください。

- 税制措置を活用する場合、その対象設備を記載する必要があります。また、金融支援措置を利用する場合にも記載が必要となる場合がありますので、事前に金融機関へご相談ください。

- いずれの場合も、工業会等による証明書（写し）又は経済産業局の確認書（写し）が必要となります。

（７）計画の「８　経営力向上設備等の種類」の「固」「国A」「国B」の欄は、どのように記載すればよいですか。

- 税制措置の、①固定資産税の特例、②中小企業経営強化税制（A類型：生産性向上設備）、③中小企業経営強化税制（B類型：収益力強化設備）について、経営力向上計画の申請時点で利用を想定する措置を記載してください。なお、①②については工業会等による証明書（写し）が、③については経済産業局の確認書（写し）が必要となります。

- また、記載いただいた設備について、税務上の要件（取得価額等）を満たさない場合は、経営力向上計画の認定を受けても、税制措置の適用を受けることはできません。

（８）認定を受けたあと、経営力向上設備等を追加したい場合はどうしたらいいですか。

- 設備を追加する変更申請をしてください。「様式第２」の「認定経営力向上計画の変更に係る認定申請書」をご利用ください。

- なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第１３条の認定基準にてらし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

（９）経営力向上計画は、いつまでに認定申請すればよいですか。

- 計画認定自体には特に期限がありませんが、設備を取得する計画の場合、原則として設備の取得前に計画の認定を受けることが必要です。詳しくは「税制措置・金融支援活用の手引き」をよくご確認ください。

4．ホームページ・問い合わせ先

＜ホームページ＞
経営強化法による支援
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html
（中小企業庁ＨＰ　→　経営サポート　→　経営強化法による支援）

＜問い合わせ先＞
〇経営力向上計画について（経営力向上計画相談窓口）
中小企業庁　事業環境部　企画課
TEL: 03-3501-1957（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）
※ 個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関するお問い合わせは、各申請窓口にお問い合わせください。
※ 申請者や、その支援機関以外の方のお問い合わせはご遠慮ください。

〇中小企業等経営強化法に基づく税制措置について
中小企業税制サポートセンター
TEL: 03-6281-9821（平日9:30-17:00）